

風連町・名寄市合併協議会  
第10回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年9月28日(火)午後6時  
会 場 名寄市民文化センター 視聴覚室

**1. 開 会**

石王事務局長：皆さん、おばんでございます。

大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第10回風連町・名寄市合併協議会基本項目等検討小委員会を開催いたします。

尚、本日の委員会に欠席者が4名程おられますので、ご報告をさせていただきます。名寄市の委員であります、高見委員、山崎委員、風連町の委員で中舘委員、西村委員、この方々から欠席というご連絡をいただいております。

風連の林委員は若干遅れて、この委員会にお見えになるということでのご連絡がありました。

尚、過半数の委員が出席をしておりますので、委員会の方は成立していることをご報告させていただきます。

以降の進めにつきましては、福光委員長、よろしく願いいたします。

**2. 委員長挨拶**

福光委員長：皆さん、おばんでございます。今回の台風でさまざまな被害を受けた方もおられるのではないかと思います。また地域の方々のそうした被害についても皆様方、大変忙しい思いをされたのではないかと思います。そうしたお忙しい中で、今日こうして10回目の基本項目等検討小委員会をさせていただきますが、これまでも幾つかの協議項目について合意を見ておりますけれども、まだ継続という課題が幾つかございますが、そうしたことも少しずつ議題としてのせながら審議してまいりたいと考えております。

今日は皆様方のお手元にあらかじめお送りをしております議案に従って進めていきたいと思っておりますけれど、各種事務事業の取扱いのところ、それぞれの自治体の業務にかかわるものがありまして、両市町の専門部会の中で協議をしておりますものを、この小委員会に提出していただいております。今日は建設部会ということで建設部関係の事務事業について提案をさせていただきますが、今日は名寄市、風連町の担当課長あるいは参事の方が見えておられますので、補足説明をいただくというような場面が出てくるかもしれませんが、よろしくご審議の程お願いいたします。

**3. 議 事**

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

継続協議項目の審議についてですけれども、これまで継続として来ておりますのが、新市の名称、事務所の位置それから地方税の取扱い、事務機構及び組織の取扱いなどがござい

ます。特に地域審議会及び地域自治組織等の取扱いにつきましては、別な委員会を立ち上げて、そちらの方で検討していただくことになっており、その検討結果が次次第、また私どもの方に報告をお願いしたいと思っております。

そうした継続の議題につきましては、まだ緊急に議論を進めるといような状況になっておりませんので、このまま今日のところは継続ということにさせていただいて、新たな項目に入りたいと考えております。

ただ、農業委員の取扱いは6月1日に提案がありましたけれども、両市町の農業委員会がそれぞれの立場で、どのようにするかというような検討を進めていただいておりますので、今日改めて、農業委員会で合意を見たものが出ましたので、新たな議題として出させていただきますと考えております。

それでは、そうしたことで継続協議項目については、そのまま継続をさせていただいて、次回以降に審議をさせていただきたいと思っております。

それでは、今日の審議事項の協議項目B-3の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてです。このことについて審議させていただきたいと思っております。

はじめに、事務局の方から農業委員会の議論の経過並びに結論について説明をいただいで審議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。大変ご苦労さまでございます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、6月1日の日に提案をさせていただいております、委員長のお話がありましたとおり、両方の委員会で協議をいただいたところでございます。

9月1日に名寄市の農業委員会、13日に風連町の農業委員会が開かれまして、それぞれ合意に至りましたので、ご提案を申し上げるところでございます。

合併後の農業委員会の数でございますけれども、これは一つの農業委員会とするということでございます。

それから、農業委員会の委員の定数でございますけれども、選挙による委員の数につきましては20人以下、選任による委員につきましては、農業団体の推薦につきましては3人、それから議会推薦につきましては4人、ここに記載のございますとおり、団体の推薦につきましては、農協、共済、土地改良区、このように定めがございます。議会推薦の方につきましては、市議会議員以外から女性を含む風連、名寄各2人ということでございます。

合併後の選挙区の数及び選挙区別の選挙による委員の数でございますが、ここでは二つの選挙区を設置し、選挙する委員の数は風連地区11人、名寄地区9人とするということでございます。

次に農業委員の任期でございますけれども、選挙による委員は在任特例を使用し、平成18年7月19日まで在任するということでございます。現在風連町には、選挙による委員の方が14人、名寄市には15人、計29人の選挙による委員の方がいらっしゃいますけれども、7月19日まで約3カ月ちょっとということになりますが、在任されるということでございます。

それから5番目ですが、報酬ですが、報酬額は風連町の例によると、こういう協議が農業

委員会の方で整ったところでございます。

それを受けまして幹事会の調整方針でございます。

1. 新市に一つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
2. 農業委員会等に関する法律第10条の2及び農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定を適用し、合併前の地区ごとに二つの選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。
3. 上記1及び2にかかわらず、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

以上のような内容で提案するものでございます。

福光委員長：はい、ありがとうございました。

今、風連町、名寄市の農業委員会でそれぞれ合意を見たものを幹事会で整理をし、提案をされましたけれども、皆様方の方から何かこの際、お尋ねをすることがあれば、或いは発言がございましたらお受けしたいと思いますけれども、ございませんか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：名寄の斉藤です。

それでは、ちょっと勉強の意味も含めまして、若干お尋ねをしておきたいと思います。

耕地面積で見ますと名寄の方が若干多いかなと思っておりましたが、数は風連が11、名寄が9となったわけですが、農業の構成者数が多いのかどうなのか、その辺の数をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

更に選任委員については、調整方針の方では明確にされておりませんが、調整方針では選挙委員が20人とするですね。それで、その中の選任委員というのを普通は設けるのですけれども、それは別枠で考えておられるのか、その点お知らせいただきたいです。

尚、資料には出ているのですが、この際、報酬額も風連の町の例にすると、こういうふうになっておりますので、幾らが幾らに合わせるのかというのもこの際、お知らせいただきたいです。

福光委員長：3点について、幹事長の方から説明しますか。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、農業委員会の皆さん方と話し合ったときに、農業委員会だけで話したのではなくて、私どもも入って詳しく話しましたので、その経過を若干私の方から触れさせていただきます。

ひとつは、農業委員の数でありますけれども、これは法律で決まっております、新設の場合は基準により20人以下ということになっております。従いまして、その数をとらせていただきました。

選挙区の数を割った場合の人数でありますけれども、選挙区を割った場合は、あくまでも選挙人数で決めなさいと、こういうふうになっておりまして、名寄市982名、風連町1,325名であります。これを案分いたしますと、名寄市8.5人、風連町11.5人とこういうふうになりましたけれども、先程お話がありました面積が多少名寄の方が多ということをとって、この0.5の調整は名寄側に寄せていただき名寄9名、風連11名と、こういうふうに設定をさせていただいたところであります。

それから、報酬の関係でありますけれども、実は調整の方には報酬は出しておりません。これは議員さんと一緒でございます。意見がありましたのは、議会議員の皆さん方も現行報酬でいくと、こういうようなことでありましたから、ここのところは農業委員さんの会合の中でも必ずしもこの例によるということではなくて、これは一応の話ですけれども、きちっと合併協議会で決めていただければということでありまして、これは協議会の中での議論になるだろうと思っております。

更に報酬につきましては先程言いましたように、新市における報酬審議会での議論になりますので、そこでの議論をしていただくと、こういうふうになります。

それから、金額でありますけれども、会長、代理、委員と3つに分かれております。風連さんが、会長が5万8,200円、それから代理さんが3万9,200円、委員さんが3万2,200円であります。名寄が会長が4万9,000円、代理が3万6,000円、それから委員が3万円と、金額はそのような状況となっております。

更に、ご質問にはなかったのでありますけれども、先程の事務局からの説明で任期特例、在任特例を使う理由でありますけれども、これは合併の日に全員失職をいたしまして、それから50日以内にやはり選挙ということになります。

ただ、農業委員の場合は、この空白を置くことによる手続の欠如というのが出てまいります。農業年金だとか、或いは土地の流動化であるとか、動いた場合とかに、農業委員会がなければ、どうしてもその手続が進まないという場合が想定されます。必ずないということではございません。

従って、全国農業会議から、なるべく空白をつくらない措置を合併のときにはつくるべきと、こういう通達がありまして、空白をつくらないために合併時に失職ということを利用して在任特例を使って空白をつくらない措置をしようと、こういうふうになりまして、ほかの委員、例えば教育委員それから選挙管理委員会などは、暫定の委員というのを設けることができますけれども、この農業委員についてはそういう決めがないものですから、この在任特例を使い、合併の日から7月19日までやろうというふうに相なったところであります。この期間は、本当は1カ月でも2カ月でもよかったわけでありまして、ちょうど農繁期に入ってくるということもありまして、現在の任期も7月ということもありますから、ここのところは農繁期が落ち着いた7月に選挙を実施できるように、現在の任期に日にちだけですけれども7月のに合わせようと、こういうふうになりましたので、先程の質問と合わせまして、私の方から在任特例を使った理由なども含めてお話をさせていただきました。

もう1点は、議会の推薦それから農業団体の推薦でありますけれども、これは選挙委員の人数以外に推薦というふうに決められております。これも法律行為です。農業団体から、

今までは農協と共済組合でしたけれども、今度から農業委員会の法律が変わりまして、土地改良区の代表も1人入れると、こういうふうになりました。議会推薦は協議の中で全体の農業委員さんが、名寄、風連足しますと減少になりますから、できれば議会推薦は、農業施策について議会の中で議員さんにやっていただき、議会推薦枠を農業の学識経験者といいますが、そういう人たちも含めて、女性も含めて配分をしていただけたらと、こういうような話になりましたので報告をさせていただきます。

以上です。

福光委員長：今、幹事長から説明ありましたけれども、ご理解いただけましたでしょうか。

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員：法律行為で20名というひとつの枠を最大限活用していくと、こういうことでもあります。それで、どう農業者の皆さんの思いをこの委員会に反映させていくかと、そういう面で議会の住民自治とは違ってはあります。

そういう面で、もうひとつが枠外での選任委員でありまして、ただいまの説明では、農業団体から農協、共済、土地改良区で3名と、ということで理解をさせていただきます。それで、議会推薦枠が4人あるわけでありましてけれども、ご案内のように学識経験者ということで、私どもではあえて議会議員以外も活用をしてもらおうということで対応しているわけがあります。すなわち議会議員以外から女性を含め、私は風連、名寄各2人でいいと思うのですが、こういう項目をあえて入れなければだめなのかどうなのか、あえて入れたいと思う内容などもちょっとお知らせいただきたいと思います。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：前段の方、1から5までが先程言いましたように、農業委員さん関係者と私どもが入って決めたことです。調整方針の中に、それまでは踏み込むことができません。

従いまして、調整方針の中で推薦委員に市議会以外から女性を含む2名にすべきだと、こういうことは表現することはできませんので、これはご理解いただきたいと。調整方針はあくまでも1、2、3のことだけによるということです。

ただ、議論の中で出ましたのは、やはり農業委員さん、それぞれ各地区の土地の特性を十分に把握しなければ、土地の流動化に対して対応できないだろうということが非常に大きく議論されました。風連の農業委員さん、名寄の農業委員さん、それぞれ今から人数が減りますので、1人が受け持つ地区というのは当然広がっていくと。こういうことから、土地の状況を十分に把握できる体制をとろうということで選挙区をとったり、或いは学識経験者と言われている議会推薦のところも議員さん以外から、農業の学識経験を専門に入れられないかと。

更に女性については、本当は選挙区選挙で選出すべきが筋と、こういうような議論もありましたけれども、現在、選挙区選挙で女性が出てくる状況というのは非常に出づらいい

いますか、狭められるといいますが、そういう状況にあると。

従って、過渡期であるけれども、農業委員会の総意としては、考え方としては、女性を議会推薦枠に入れてもらえないだろうか、こういうようなことでありまして、これはこれから、議会推薦をするときには議会の議論が必要だと思っております、必ずしもこれはがんじがらめに縛るといいますが、そういうような決めではないと。あくまでも希望的な意見ということですので、お知らせしたいと思います。

以上です。

福光委員長：ご理解いただけましたか。

風連町の場合は、議会議員以外から女性2名が農業委員議会推薦という形で出ているそうです。名寄市だけが、議会議員が議会推薦で出ているというような今の状況の中で、農業委員会としては、できれば名寄の議会に対しても、そうした思いを持っているということだろうと思いますので、それは改選のときに改めて議会の中で議論をすべきことかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしゅうございますね。

他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、この農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、この調整方針3点で合意という形でよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

新たな協議項目ですけれども、C-9公共的団体等の取扱いについて審議させていただきたいと思います。

事務局の方から提案説明をお願いいたします。

中西事務局次長：審議事項の2点目になりますけれども、公共的団体等の取扱いについてということでございます。

最初の資料にございますけれども、協議のポイントということでございまして、公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるよう、その方向性について協議し、確認を行っていただくものでございます。

次に、3行目になります。対象となる団体は多種多様であるため、次の基本方針に基づき集約しました。

ひとつ目は、団体の設置と運営について市や町の意味が関与、補助金とか人的支援を行っているもの。ふたつ目ですが、市や町の区域をもって設置する旨、法的根拠があるもの。3つ目では、市や町が行う事業について大きく関与しているもの。

尚、ただし書きといたしまして、会員の交流、研修など内部的な活動のみを行うものや私的活動(趣味等)を行うものは、市や町の関与(補助等)があっても、その活動が直接公共的活動に当たるか疑義があるので対象外とさせていただいております。ふたつ目に触れ

ておりますけれども、風連町と名寄市以外の区域をもって範囲としているものについても、基本的に対象外ということになります。

それで、めくっていただきまして、1ページからずっと風連町と名寄市、対比して関係団体を載せております。ちなみに総務関係でいきますと、風連町に7団体、名寄市で23団体程書いてございまして、以下民生、衛生、労働、農林等々がございまして、合計ですと、風連町の方に56団体、名寄市の方に82団体程あげております。

5ページの一番下の段になりますけれども、名寄市防火管理者協会というのが記載されておりますけれども、ここは総務の方の記載と重複いたしましたので、こちらは消していただきたいと思っております。

それで、6ページに公共的団体の取扱いに関する考え方というのを載せております。地方自治法にまず定めがございまして、公共的団体の監督というものが157条に定められております。読み上げますが、普通公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

同条第2項といたしまして、前項の場合において、必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができることとされております。

次に、行政実例で公共的団体等の定義というものがございまして、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないということになってございまして。

もうひとつ、市町村の合併の特例に関する法律というものがございまして、その16条第8項に合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合調整を図るよう努めなければならないと定められております。

こちらを受けまして、今日お配りしております風連町・名寄市合併協議会の幹事会の提案というところの2ページの一番上になります。その一番上に幹事会の考え方を載せてございまして、公共的団体等の取扱いについて、協定項目C-9という括弧書きでございまして。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

#### 1、各市町村共通の団体について

- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

2、といたしまして、各市町村独自の団体についてということですが、原則として現行のとおりとするという提案でございまして。

福光委員長：今、公共的団体等の取扱いについて、事務局の方から説明をいただきました。

また、幹事会の提案といえますか調整方針について、お手元に資料として配られておりますけれども、それぞれ国や道の指導のもとに設置されたものもございますし、或いは風連、名寄それぞれのところで独自にできた団体もございますが、なかなかここでどうこうするということについては、それぞれの個別の団体の人格もございますので、それぞれの団体に、ある意味で新市になってから統合するかどうかというところの部分では委ねなければなりません、当委員会として各委員の皆さん方のお考え、或いはご意見というものがあればお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員：齊藤です。

ただいまのC-9にかかわっての提案と、この後に提案される負担金・補助金との関連があるのではなからうかと思うのです。特に住民の福祉のかかわりで見ますと、ひとつには社会福祉協議会というのがありまして、非常に名寄の場合は予算的にも多いのですけれども、これは後でうちの方から会長が出ておりますから説明があると思っておりますけれども、介護保険にかかわってのホームヘルパー事業をずっと担ってもらっていると、こういう内容もあるわけです。

そういうのが、建前としては一本になっていくとしたならば、相当これは財政的な裏づけをどういうふうに見ていくのかということが論議になるのではなからうかと。

また、商工会議所ですね。これも補助金の方を見ますと、名寄と比較しますと、名寄も明確に会議所負担金というか補助金というのはないのですけれども、ただ中小企業、指導がどうだというような、こういう名目を変えた形での補助金といえますか支出行為があるのですけれども、そういうふうなものも実際に協議の中では大きな課題、ネックとなっていくのではなからうかと思うのですね。

そういう視点から見ますと、民生委員さんの報酬といえますか、負担金のあり方なども相当名寄なんか数が多いですし、更に保健福祉推進委員ですか、こういうふうな人たちの人数さらに補助金との関係を見ていると、それぞれの町の特徴もあるというふうに見ているものですから、ここの中では、一般論としては提案の内容は理解できるのですけれども、実践的に入っていった場合に、そういうふうな補助金やなんかのかかわりで、従来のあった補助金が合併することによって増えるのか減るのか、どうなのかということなんかはやっぱりひとつの大きな課題ではないかと思うのですけれども、その点をどういうふうな論議をしていったらいいか、この辺ちょっと委員長、整理していただけますか。

福光委員長：齊藤委員の発言についてはごもっともだと思っておりますが、なかなかこれは当委員会でもどこまで踏み込んで議論ができるのか、その議論を例えば合併協議会に意見として付すのか、或いは合併後のそれぞれの団体、或いは新たな新市の首長の政策として、どれだけこの小委員会で議論されたことが影響を持たせることができるのか、さまざまな課題があるのだらうと思うのです。私も委員長として、どこまで今日のこの問題について

踏み込んで議論してこうだということが言えるのかどうかというのが、それぞれの公共的団体の個々の独立した人格を持った団体のことですので、この小委員会の中でそこまで立ち入ることができるのかどうかというのも、極めて結論を出せないところであるということとは確かでございます。

それで、それぞれ商工会議所或いは社会福祉協議会、或いは森林組合といったそれぞれの立場、或いはその他の立場の方々もおられますので、そうした委員の方々、どういうふうにお考えになっておられるのか、そのあたりの発言を聞かせていただきながら、私たちの委員会として考えをまとめていきたいと考えておりますが、発言していただけますでしょうか。

木賀委員：木賀です。

システムがここへ今、先程3つ程出ましたけれども、多分、富永会長と別に詳しく打ち合わせを何もしているわけではありませんけれども、統合に時間を要する団体についてはという、この3番目に会議所と商工会というのは入るのであると思っております。合併だから即一緒になると、すぐ必要になるということには、私はならないだろうと思っております。現実旭川にも旭川商工会議所があり、永山商工会が現実にもう合併して相当数年数がたちながら、現実には合併できないで行っているという例が、何も旭川だけではありませんけれども、全道、全国にもそういうところはたくさんございます。

ですから、これはやはり経済人同士の機を熟したときに、やはり合併になるだろうと思っておりますけれども、名寄も即どうのということには私はならないだろうと。

それと補助金等の金額の問題等については、いろいろなやはり組織のあり方から何と申しますか、系列が我々は経産省というところから指揮系統が来ているし、そこら辺がもう基本的な法律が商工会の法律と、商工会議所の法律と、これすらまだ合併に関してどうなるのだということも今検討中というような状況で、そこら辺の話し合いもまだきちっと決まっていないという現状ですから、なかなか一気に合併ということには私はならないだろうと。金額的には我々は、この補助金を基本に考えながらいくだろうと。

これを見ても商工会とこっちの右の方と見ていただいたらわかるけれども、商工会議所の運営にどこまでお金が出ているかというのを、これを見てもちょっとほかの人はわからないと思うのですよね。いろいろな項目がたくさんありますけれども、商工会議所の運営とその他の商工関連に対する補助とか入っているので、基本的には助役、これは400と200が直接的な商工会議所の運営というふうに、中小企業相談とこの200と合わせたのが、たしか私の記憶では、確か600が商工会議所が行政から補助を受けていると。他のものは商工会議所をくぐらないというような、ただし商工関係に関する補助は、行政はしている。

だから、商工会議所は少ないではないかという議論もあるかもしれないけれども、それは一概には言えないと。商工関係者のために、いろいろな形で行政はちゃんと補助をしているということですから、これを多い、少ないという議論は、余り短絡的過ぎて意味がないのかなと私は理解をしております。どこの町もこういうことになっておりますので、文句言うつもりは決してありません。なるべくなら自主自立でいきたいとは思いますが、

当分これは時間の要することだろうと思っております。

福光委員長：はい、ありがとうございます。

岡本委員：名寄の岡本ですけれども、社会福祉協議会のあり方については、風連と名寄ということで、今日までに二度程、協議を進めてはいるのです。ということは、事務局段階でどうあるべきだろうというようなことなのですけれども、これは市や町からまるっきり補助をもらって、それでやるわけでもないし、それぞれの組合員であるところの市民、町民の負担、これが相当違います。

それから、福祉に対するサービスと申しますか、それもかなりの差があります。これはなかなか難しい問題で、そう簡単にできないと。今日聞いた話では、うちの事務局と風連の社協の事務局と話した中では、しばらく時間かかると、これは。近々、両社協の幹部の顔合わせをして話をしようというような段階になっておりまして、どういう方向にやればいいのか、そこら辺はこれからということでございます。

福光委員長：はい、ありがとうございました。

他に、はい。ちょっとお待ちください。林さんの立場から。

林委員：風連の林でございます。ちょっと所用でおくれてきまして申し訳ございませんでした。

今、たまたま森林組合ということで名前が出たのですけれども、私どもひとつには風連から中川まで、こっちの北の方で5つの組合ございまして、合併の協議会をもって今、内部でいろいろ検討をしておりますし、この行方がございまして、ただもうひとつ、このまま合併が成立いたしますと、ひとつの自治体の中にふたつの森林組合ということはありませんという感じを、これは名寄も同じだと思うのですけれども持っているのです、そちらの方と両にらみなのですけれども、できればもうひとつ広げた形で強力な組合体制をつくっていきたいと思っております。これもいろいろな要素がございまして、もしそれができなるとすれば、早急に名寄とこのすり合わせをしながら、ただそれぞれ組合の持っている特性と申しますか、いろいろなものありますし、行政との絡みも大分違うところがあるのですけれども、それはそれとして決してすり合わせが不可能なものではないと思っておりますし、そういう方向で、この動きと合わせてそれらの選択をしていきたいと思っております。以上です。

福光委員長：野本委員どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、この問題はやはり、この調整方針の共通と独自のまとめについては、文章化すればこういうふうになるのかなと理解ができるのですけれども、いざ実際にどう共通団体と独自団体をどういうふう峻別するかというのは、非常に見方、とり方によっても違いますし、それからC-5の慣行と同じように、これは非常にそうす

ることが一番望ましいのでしょうかけれども、それぞれ行政サービスに準じた非常に地域に密着したそれぞれの関係団体、これはそれこそ長きにわたって積み重ねた団体が双方にございますので、これは先程、委員長言われたとおり、即これをなかなかまとめ切ることにはならないと思うし、非常にある面ではシビアな、今それぞれの団体の方がおっしゃるように、商工会、福祉協、森組等とは別に、風連町側にいたしましても現在、合併特例区での独自の事務事業の検討をしておりますし、それとの関連も非常に大きいので、もう少しこれは時間をかけて協議する必要があるのではないかと思います。

福光委員長：はい、ありがとうございました。

それぞれご発言をいただきました。他に発言ございますか。

富永委員、発言ございますか。

富永委員：はい、富永です。

非常にこういう公共団体等の取扱いについてというテーマについては、非常に私が自分で所属をしているジャンルについては、非常にそれなりの見識を持って意見を申し上げることができるのですが、全くわからないその他の団体等について、どこまで我々のメンバーが精度の高い議論ができるのかなと非常に疑問を感じながら先程から見ておりました。

斉藤委員の方からも商工会の話等が出ましたけれども、それぞれ組織そのものを運営していく上に商工会が、やはり木賀さんおっしゃったように商工会法という法律があって、それにかかわって市町村の補助とかいろいろなものがあるわけですし、それらを克明に調べて精度の高い議論をするというのは非常に大変かなというふうに、時間的にも思います。

従って、僕はこのメンバーがどうしても将来に禍根を残さない議論をするのであれば、例えばこれはどのレベルで議論されているかわかりませんが、風連町には行政改革委員会というのがありまして、そのホームページなんかをのぞいてみますと、町に対して特別養護老人ホームの民営化というのを提案しているわけですね。合併したときに、この特別養護老人ホーム或いは社協の運営方法についても、名寄市と風連町の違いがございませよ。詳しくはわかりませんが、この運営方法の違いについて、将来新しい市になったときにこの問題を処理するのか、あらかじめ風連町は風連町で行革委員会が民営化しなさいということを町に提案しているわけですから、ここ1、2年では民営化できないまでも、やはり民営化に向かっているルールを風連町のうちに引いておくということをやいなさいと我々が言うべきなのかどうか、そういう大局的なご意見を申し上げるくらいしか我々としては立場にないし、突っ込んで細かい問題を議論するためには、とてもではないですけども専門知識もありませんし、非常に問題があるのでないかと考えます。

ですから、今申し上げたような非常に大局的な問題を、将来新市に丸投げしてしまうのか、或いは風連町のうちにできるものを、ルールを引いておきなさいと町に意見を上げることなのか、そういったところかなというふうに私は感じて、先程から説明を聞いておりました。

福光委員長：はい、ありがとうございます。

はい、黒井委員どうぞ。

黒井委員：それぞれ関係機関と言いますか、話が出ていますので、農林業関係の中では、それぞれ3農協が今、名前が載っていますけれども、これらはひとつの農協に、来年の2月でなるということで、農協の合併の中では、それぞれ行政からの補助金或いは助成金等については、当分の間は風連町、名寄市については継続をしてもらうというような要請もしていると思うのですけれども、これに関連する良質米生産組合ですとか、畜産振興会なんてあるわけですが、これらについては我々の委員で今、富永さん言われたように議論すると言うよりも、新農協、新市になった中で、その関係団体と言いますか、新しい農協なのですから、それらとして行政とどういふかかわり合いを持っていくか、そっちの方で協議してもらった方が、我々はこれは統一すべきだとかという話には、ちょっと難しいのではないかと。そういう団体、農協等でひとつの考え方を持って、当然同じような組織でも、同じ農協に所属するのでも3年なり5年なりかかるだろうという話をしているようなので、そこら辺はそういうふうにした方がいいのではないかなと私は思いますけれども。

福光委員長：他に発言ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、これまで発言をいただいた、それぞれの委員の皆様方のお考えをまとめさせていただきますと、それぞれの当該団体で検討をされていて、新市になって、更に時間かかるものは時間かかるものの中で統合を進めていくというような取り組みをしてもらうという程度の、私どもとしてはそのぐらいしかまとめることができないのではないのかなと考えておりますが、今日、幹事会の方から各市、町の共通の団体については、3点の統合のあり方或いはそれぞれ協議をしてみたり調整をするというような取り組みをしていただくと。

そして2番目には、独自の団体については現行のとおりとやっていただくというような取りまとめというふうに考えたいと思いますけれども、幹事長の方から何か発言ございますか。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、今、お話があったとおり、非常に各団体歴史がありますから、いざ統合ということになりますと、非常に難しいと思います。

ただ、方針にありますとおり、同じことの活動をしているのであれば、できるだけ統一をしていただきたいと。非常に産業活動をやっているところは難しいと思いますけれども、先程報告しましたとおり、風連に56団体、名寄82団体があります。82団体のうち、風連地区も含んでいるもの、これは29団体あります。

例えば一番最初にあるボイラー協会とか、こういうところは風連地区も含んでいる。失礼しました。風連に含んでいるのが13団体あります。それから、同じ目的を持って歩んでいるもの、風連町交通安全協会、名寄市交通安全協会、これらが29あります。

従いまして、風連地区を含んで活動している部分についてはいいのでありますけれども、

同じ目的を持って同じ名称でやっているところ、これらについては、できるだけ早く、この違いを乗り越えて合併をしていただきたいなと幹事会では思っております。

そのほか、全く片方にあって片方ない組織、これはたくさんございますけれども、これはこの報告に出しているとおりの独自性がありますから、独自性を持って今後続けていただくということになるのでないかと思っておりますので、とにかく私どもとしましては、同じ目的で同じ活動をしている両市町にまたがる団体については、できるだけ統一への動きを早めていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：今、委員長が諮ろうとしております、この幹事会の提案のとおり一般論については全くそのとおりだと思うのですが、先程私も提起しまして、それぞれ各団体の方からもお話がありましたけれども、例えばやはり補助金などで、ひとつは社会福祉協議会が名寄市では町内会を通じて、1戸当たりの負担金というのは、ご案内のように200円なのです、年間ですね。伺いますと、風連の方は800円だったですか、こういうふうな違いがあるわけなのですね。そういうふうなのはどうなるのか。

更に商工会におきましても、名寄市の場合と違いがあるわけですね。協議をしたり何かするのも、それぞれの団体の独自性ですから、当然なのですけれども、しかし次の年から、合併したときから補助金が交付されるのか、されないのかと、これはひとつの大きな課題になってくるのではないかと思うわけです。というか、そこら辺はやはり協議するまで、そういうふうな活動を保障していくというような場が、私は必要でないかと思うわけです。

そういう納得のいく合意がとれるまでの間、従来と同じように、それがそうでなくて何か、例えばこれを見ておりますと、納税貯蓄組合なんかは果たして今でも必要なのかと、大体もう組管でやられており、あともう一部の団体の内容なものですから、場合によってはもう統合と言いますか、廃止という意見もあり、分野によっては、このような考えにもなるかと。

ですから、そういうトータルで見ながら、前段言ったような保障を、どの程度までしているのか、そういうふうな点、相当事務局でも論議されているのではないかと思うのですが、そういう経過もあれば合わせてお知らせいただきたいと思っております。

福光委員長：それでは、幹事長。

今幹事長：今ですけれども、いまお話あったとおり、統合までに至るまでには、いろいろなことを議論しなければならないだろうと。特に補助金が出ている場合についての議論というのは大きくなっていくと思います。補助金でなくて、公共的団体であっても同じ目的でやっているということで、意外と話が進むのかなと思っております。

補助金の場合は、事業に対して補助をするという内容になっておりますから、中には目分量と言いますか、つかみでと言いますか、そういうのがあるかもしれませんけれども、し

かしそれだって、事業が起きていて初めて補助金は、そこに出るということになってくると。奨励的な補助金であっても、或いは政策的な補助金であっても、必ず事業が起きていると思います。

従って、その事業が統合まで同じようなレベルで推移していくということになると、一般的にはそれを評価をすると言いますか、それに見合った補助金が続くのではないかというふうに思っているところでありまして、あとは財政上の事情で、どのように各団体と行政とが話し合っていくかというふうに思っております。

福光委員長：はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：そこで、やっと幹事長の方から財政の問題が出てきたのですけれども、実は税の問題にしましても継続になっているのですが、この論議のときにも、それぞれ財政のシミュレーションを遅くても9月中には出していただくと。それを見ながらどういうふうに、この合併による住民へこういうプラス、明るい材料もあるのだよというのが示せるのかと、こういうふうに思って、できるだけそういうふうなのを早目に出して、皆さんの理解を得ていく必要があるのではないかと感じておりましたが、まだ本日、それは出ておりません。

それが無いものですから、例えば従来はこういうふうな補助金を出していたよ、けれども実は財政によって、それはこういうふうに削っていかなければならないのですということ、あり得るのではなからうかと思っているわけなのですよ。

それはなぜならば、財政シミュレーションによって、こういう良い面、悪い面が、まだはっきりしておりませんから、そういう点を早く示して、そして場合によっては減るところもあるかもしれないけれども、維持していくところもこういうふうにあるのだと、こういうのが必要でないかと思うのですけれども、その点はどうなのですか委員長、それはまだ出ていない中で結論出せというのは、ちょっときついのではないの。

福光委員長：今、斉藤委員から出た財政シミュレーションの話ですけれども、これも今、事務局にできるだけ早くという話をしておりますが、9月いっぱいと言っていたけれども、まだ出し切れていない。この次か次ぐらいになりますかね。そんなような状況にあるので、そのところをご理解をいただきたいと思うのですね。

しかし、これらの例えば公共団体の問題だとか、或いは負担金・補助金の問題にしてもそうですけれども、次に検討させていただきそれらについても財政シミュレーション、そういうのがなければ、絶対その議論ができないというものではないと思っておりますので、是非そのところは頭に置きながら議論をしていただければと思います。

先程、富永委員がおっしゃられたように、大局的に見てどうなのかという私どものこの委員会としての審議結論というものがあっていいのかなと思っておりますし、それぞれまだ合併するまでに日にちがございまして、その中でお互いの自治体で整理できるものは整理をする。先程、斉藤委員からお話ありました納税貯蓄組合の話ありましたけれども、例えばそうした問題についても、それぞれの合併前の自治体の中で議論をしていただいて整理

をしていただくということしか方法がないのではないのかと、委員長としては考えております。

ですから、富永委員がおっしゃられたように、風連町は特養の問題も名寄市とちょっと経営形態が違いますので、そういったことも整理をすることができるのかと思いますし、名寄市側にも整理しなければならない、解決しなければならない問題は合併前に解決するという、そういった姿勢で臨んでもらわなければならないということは確かなことなので、この当委員会としてそれぞれの団体にどうしろこうしろということは、なかなか難しいのではないかと考えています。それぞれの団体が、それぞれの人格を持っているわけですから、そのところは少なくともそれぞれの団体で、或いは行政側との話し合いの中で、合併に向けてどうあるべきなのかということを議論してもらおうということが、最大の私たちのこの委員会としては願いというか、お願いという形にするしかないのではないかと思いますけれども、如何でしょうか。

はい、斉藤委員。

斉藤委員：それでは、そういうふうなことで、実際これが住民説明会にと進んでいくわけでありまして、そういうふうなときに市民から、どういうふうになっていくのだというふうな質問などが出てくるのではないだろうかと予測されるわけです。そういうときに、十分答えられるような、納得いけるようなことを望んでいるものですから、ここで時間的な制約もあったり、また十分論議を詰めている最中と、こういうふうなことも理解をしながら、是非そういうときには、十分答え答弁ができるように取り組んでいただくということを、ひとつ私としては条件をつけていきたいなと思います。

福光委員長：わかりました。委員長からも地方税の問題について、財政シミュレーションも一緒に出さなければ、なかなか難しい問題があるということで、地方税の問題については継続審議にさせていただいておりますが、次回かその次ぐらい、恐らく10月中にはきちっとした形を出してもらおうということを、事務局の方には申し入れたいと思っております。

はい、幹事長。

今幹事長：幹事長ですけれども、今、福光委員長に閉めていただいたことで結構だと思います。財政と必ずしもリンクをさせて議論をしていくということには、なかなかないなと思っております。

財政シミュレーションの関係が出ましたけれども、財政シミュレーションにつきましては、10月8日に予定しています担当が新市建設なものですから、まずそちらの方に示したいというふうに思っております。

現在、鋭意作業をしておりますして、ほぼシミュレーションもでき上がってまいりましたので、9月いっぱいという私、約束をいたしましたけれども、少し遅れましたことをお詫び申し上げて、10月に入りましたら示してまいりたいと思っております。

福光委員長：ご理解いただけましたでしょうか。

それでは、それぞれ議論をしていただきましたけれども、或いはそれぞれの立場からご発言をいただきましたけれども、今日のこのC - 9ですね、今日、新たに出されました公共的団体等の取扱いについては、大きくはふたつ、そして各市、町共通の団体については3つのまとめ方ということで、それぞれ調整をしていただくと、或いは協議していただくということで結論を出してよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：今日の皆様方の発言をしっかりと事務局の方も受けていただいて、これからの新市に向けての協議の中に取り入れていただければと思っております。

それでは、公共的団体の取扱いについては合意を見たということで、こうしたことで結論を出したいと思えます。

それでは、C - 12の負担金・補助金等の取扱いについてに入らせていただきます。

その前にちょっと休憩をとりますか。15分まで10分間、休憩をさせていただきます。

(休 憩)

福光委員長：それでは、再開をさせていただきます。

協定項目のC - 12について、事務局の方で説明をお願いいたします。

中西事務局次長：事務局の方から、実はお願いがございます。今日お配りしました1枚物の資料で、協議会協議状況というのをお配りしております。その中でC - 11、分担金・負担金の取扱い、C - 12、補助金・交付金の取扱い、それで、市の予算項目でいきますと19節、負担金・補助金という項目になっておりまして、このふたつについて合わせて提案させていただくということで、お取扱いをお願いしたいと考えてございます。

福光委員長：そうしますと、今、事務局の説明では、C - 11とC - 12、一緒にということですか。ただし、今日の資料はC - 12になっているけれども、これは11も入っているということですね。

ということでございます。事務局の説明では、C - 11、C - 12とありますけれども、今日の資料では補助金等の取扱いについてということでC - 12になっておりますけれども、これは11も含むということでございます。ご理解いただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

中西事務局次長：よろしいですか。

それでは、項目も負担金・補助金の取扱いについてということで、ご提案をさせていただきます。

先程、公共的団体の方でもかなり議論が進みましたけれども、ここでの協議のポイントということで、お配りしました最初にC - 12と書いてある資料、かなりちょっと厚めのものになりますけれども、

そこで、最初のページに協議のポイントいうのを記載してございます。負担金・補助金等については、各市町において従来からの経緯、実情等からさまざまな制度があり、他の協定項目の中で具体的な調整を行うものを除き、新市における全体としての取扱いについて調整する必要があるということでございます。

1ページから15ページまで記載がでございます。

風連町につきましては125項目、名寄市につきましては454項目でございます。その中で、名寄市の方に負担金にかかわるものにつきましては262項目、補助金にかかわるものが192項目ございまして、総計では454項目となります。そのうち名寄市と風連町でやや似通った負担金なり補助金というものが57項目程でございます。

17ページには、先例の合併協議会で協議されたものについて事例を記載しておりまして、5点にわたり載せておりますけれども、細かい中身の説明については省略させていただきたいと思っております。

これを受けまして幹事会の提案ということで、今日お配りしました資料2ページの真ん中になりますけれども、負担金・補助金の取扱いについて、C-12と記載をしてございます。負担金・補助金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行う。

#### 1、団体にかかわるもの

- (1) 2市町で同一或いは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 2市町において独自の負担金・補助金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市において調整する。

#### 2、事業にかかわるもの

- (1) 2市町で同一或いは同種の負担金・補助金等については、制度の一元化に向け調整する。
- (2) 2市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市において移行後、全体の均衡を保つよう調整する。

それで、団体にかかわるものということですが、取扱いについてという厚い方の資料の2ページを見ていただきたいと思いますけれども、2ページの上から3行目と4行目に、風連の方に危険物安全協会、それから3つ程あきまして交通安全協会、名寄についても同じような組織がでございます。

それから、事業にかかわるものといましては、4ページの下から4つ目になりますけれども、地域敬老事業というものと、同じ右側の方に敬老会事業補助金というようなものがございます。このようなものが代表的な事例として挙げられるのかなと、事務局では判断をしているところであります。

事務局からの説明は以上でございます。

福光委員長：ちょっと委員長から事務局にお尋ねさせていただきますけれども、C-12の中に11と12が一緒に提案しているというふうに言われましたね。これでいくとC

- 10というところについては、この中に一緒に入っていないのですか。使用料・手数料は別に、今日の議題にはなっていないけれども。

中西事務局次長：よろしいですか。

福光委員長：はい。

中西事務局次長：使用料・手数料の関係なのですけれども、こちらにつきましては、全体的なものについては後日というふうになりますけれども、今日の議案の中に、建設部関係の中に一部出てまいります。これから先は各事務事業の一元化の中で使用料・手数料がどういうふうに統一されていくかという部分について、ご協議をいただくというふうを考えております。

福光委員長：そうしますと、今日のところは負担金・分担金と補助金・交付金とふたつに絞ってということによろしいのですね。

中西事務局次長：よろしいですか。

福光委員長：はい。

中西事務局次長：今の段階としては、そういうことでお願いしたいと思っております。後程、建設部関係の事務手続の一覧の中で、内容的に出てまいります。これが、あと5部会ほど出てまいりまして、その中で手数料とかに違いがあるものについてはご提起を申し上げるというふうに、事務局では考えております。

福光委員長：それでは、今、事務局から説明あったように、C-11、負担金・負担金の取扱いと、C-12の補助金・交付金等の取扱い、一覧表が出ております。それぞれ対比してご覧になっていただければおわかりになると思いますけれども、これも先程の斉藤委員の発言ではありませんけれども、公共的団体の取扱いと、やや共通する部分がございます。しかし、この小委員会で一定程度、議論をさせていただきたいと思っておりますので、それぞれ発言がございましたら、発言をしていただきたいと思いますけれども。

はい、野本委員どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、逆にうちの池田副幹事長にちょっとお尋ねをしますけれども、これは名寄市の場合、非常に詳細にわたって区分で負担金・補助金で出ておりますけれども、予算書等も今、手持ちにありませんけれども、うちの負担金・補助金・交付金等で、事務レベルで双方で全てを網羅するというので今回、今日資料が出たと思うのですが、大分漏れているような気がするのだけれども、その辺どうですか。

福光委員長：例えば議会費のところでも、風連町は議会費の負担金がありませんね。私どもとしてはというか、議会議員の立場でいえば、当然全国の町村議会の関係がございますでしょうし、全道の議長会の関係もあるのではないかとこのように思うのですけれども、そのあたりの負担金が明記されていないということを野本委員がおっしゃられているのだと思うのですが。

池田副幹事長：ご指摘のとおりでございます、うちの方の資料の方が比較的、町内の団体等に対しての資料を求めておりまして、公的に当然、町村段階での決まったものについては、ここに網羅されていない分もありまして、その分は資料が統一化されていないということにつきましては申し訳ないと思っております。ご指摘のとおり、かなり議会の関係でも全国への負担金だとか、或いは議長会の宗谷線部会だとか、こういったものが確かに私の方にも予算上では入っております。この分は共通になっていない部分もありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

福光委員長：今、池田副幹事長から説明がありましたけれども、しかしそれでは、委員長としては若干納得し切れない部分があります。幹事長そのあたり、恐らく両自治体同士の事務レベルで、これはつけ合わせをして出してくるべきものではないのかと思うのですけれども、そのあたりの漏れがどうしてなったのか。これがもし、まだあるよということであれば、改めて資料をつくり直して提案していただかなければならないと思うのですけれども。

今幹事長：今ですけれども、足並みが揃わなかったことについては申し訳なく思っておりますが、今説明あったとおり、当然負担しなければならない、例えば議会の項を見れば一番わかるのですけれども、そのこのところを載せているか載せていないかの違いであります。

従って、今回の議論になりますのは、当然負担しなければならない点については議論をせずに、独自で行っている負担金について議論していただきたいという思いでの資料のことになります。もしこれで不足であれば、全部また網羅しながら議論いただくということになると思っておりますが、今言ったとおり、市町独自でやっているものについてご議論いただきたいというのが願いであります。如何でしょうか。

福光委員長：今、幹事長からそのように説明ありましたけれども、委員の皆さん、今の幹事長の答弁で納得いただけますか。改めて資料を...はい、野本委員。

野本委員：大した問題でないのだけれども、ただ、今幹事長の説明だったら、そのように、そのものとそうでないものと看板を変えて列記するなり、これは重要な問題でもないから、足並みが多少のぶれはいいのだけれども、やっぱり資料としてこういった正規な協議会に諮るとき、こんな小さなことで変にあれしないで、もう少し出すのなら出す、それから幹事長の言うような問題だったら風連側も風連と名寄と協議の中で、そういったもの

はこれから除きますとかというふうにしてもらわなければ、一般的に理解のできるような資料の提出を望みます。

福光委員長：他にそのことで発言ございますか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：全く委員長の指摘のとおりで、先程の説明の最後に、風連町は125項目、名寄は454項目、こういうふうには差があるなと思って、よく聞いてみたらそういう違いがあると。本当に幹事長のような提案でしたら、逆を言えば名寄の方が、なぜそういう当然のやつまで合わせて載せるのだと。逆を言えば、もう少し比較しやすい論議にしていった方が資料として親切だし、またみんなの論議もしやすいのではないのかと、こういうふうに思うものですから、やはりこれはこのままでいいというわけにはいかないのではないですか。

福光委員長：他の委員の皆さん、どうですか。うなずかれておられる方もおられますので、委員長として改めてお願いをさせていただきます。この負担金・補助金の関係については、やはり議会選出の委員の皆さん方は、それぞれ決算予算書を持っておりまして、見ていまして大体のことはわかっているのですが、有識者の委員の方々については、どういった負担金・補助金があるのかということが十分理解できていないと思うのですね。そういう意味からも、理解をしていただくというためにもやはり、両市町の負担金・補助金のあり方を見るためにもきちっとした資料を出していただくということを事務局にお願いをしたいと思います。

幹事長どうぞ

今幹事長：ご指摘のとおりでございまして、資料として不十分だということは先程申し上げましたので、改めましてまた同じ性格の資料をお出ししたいと思っていますので、負担金が非常に欠落しておりますから、負担金の部分も含めて全部出したいと思っています。

福光委員長：そういうことをお願いをさせていただいて、次回には間に合うように出していただくということですが、しかし先程、幹事長の方からお話がありましたように、いわゆる市、町独自で出している補助金、そうしたものについては、風連町さん側からは出ておりますので、今日はそうしたところの視点にして議論をしていただければと思っております。負担金につきましては、風連町さん側から改めて新たな資料が出たときにまた議論をさせていただくということで、今日のところは補助金にかかわって、皆様方のご意見をいただければと思っております。

斉藤委員、先程話ありましたので、どうぞ。

斉藤委員：いいですか。

福光委員長：はい、どうぞ。斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：先程、質疑も一定やっているものですから、提起した方向でということなものですから、改めてはちょっと少ないのですけれども、それであえてちょっと発言させていただきたいのですが、例えばお年寄りの関係では敬老会の事業があると。これに対しては、後で出てくるのか、確か年齢に応じた敬老祝い金かな、風連町さんがある、なくなったのか、何かそんなのがあったり、名寄では敬老会の事業、今、町内会でやるようにして、確か74歳でしたか以上には1人当たり2,000円の補助金を出して、そしてそれぞれ町内で敬老会事業をやると、こういうような仕組みもあるのですよ。そういうふうなのが補助金というのを通じながら、それぞれの町でお年寄りの敬老事業を取り組んでいると。

また、それ以外でもバス路線の問題での助成ですとか、こういう何点か直接かかわる問題があるわけですね。これらについての整合性というかな、その辺の調整なんかはどういうふうな点で進めていこうとしているのか、すなわち一定のこういうふうによられていたことが、合併にすることによって変わっていくのだというふうなのが、これからの協議で論議されるというのはわかりますけれども、私たちとしてみれば、そういう小さなことではあるのですけれども、今まで地域、ある住民に喜ばれていたのが、どういうふうに変化していくのかというものがひとつの大きな課題でなろうかというふうに思うものですから、そこら辺はどういうふうにしていくのか、今、2点程ひとつの具体例として挙げましたけれども、その点など如何でしょうか。

福光委員長：中西参事どうぞ。

中西事務局次長：1点目でございますけれども、今回、補助金・負担金の取扱いについてという大項目で出している部分につきましては、協議のポイントの2行目になりますけれども、新市におけるの全体としての取扱いの方向性について、ここで協議をしていただきたいと考えているところでございます。

それで、今日の議案の方にも実は出ておりますけれども、事務事業の一元化の中で、これから先これらの項目について、具体的内容に触れていく部分になってございます。その中で提起をさせていただきたいと考えておまして、今の敬老会の取扱い等々につきましても、事務事業の中で一元化の中で取り扱う項目で、個々の事案について必要なものについては提示をさせていただく。それから、専門部会の方で解決のつくものについては報告事項とさせていただきたい、このように考えているところでございます。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：そうしますと、この後に確かに街路灯の問題ですとか水道、下水道の使用料金など、ずっと出てくるわけなのですけれども、例えば今のお話では、今日は建設部会の

方から審議になっておりますけれども、それとあと民生或いは経済部会というふうな形で順次やっていくということで、そういう中で今言ったような福祉、民生にかかわるものは論議がされるという理解でいいですか。

福光委員長：はい、結構です。

冒頭申し上げましたように、今日は建設部会の方でさまざまな問題を出してきておりますが、順次これは一遍に議論をと言いますか、協議できるものではございませんので、毎回結論が出るかどうかわかりませんが、担当課長なりが来て説明をいただきながら、それぞれ建設から始まって、あとは経済、総務、民生、教育委員会そうしたそれぞれのセクションから説明をいただきたいと考えております。それで斉藤委員、よろしゅうございますか。はい。

負担金のことは、これから改めて資料が出てきますけれども、補助金はこの表で網羅されていると理解してよろしいのですね、副幹事長。まだ風連の側から落ちておりますか、補助金の関係で。

中西事務局次長：大変資料が不備で申し訳ございませんでした。負担金の部分が資料の中で抜けていたということで、次回までに整理をして、改めて提出をしたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

福光委員長：そうしますと補助金は、全部ここに出されているのが補助金全部出ているということですか、風連側は。

久保事務局参事：風連の事務局の久保ですが、資料の不足が風連側の方にありましたので、その辺再度調整いたしまして出させていただきたいと思っております。

福光委員長：そうしますと、出されてから協議をするということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、今日のところ、この負担金・補助金の取扱いについては継続にさせていただくということで、新たな資料が出てきたときに改めてまた協議をさせていただくということでよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そうしますと、今日の協議事項のC - 14ですけれども、各種事務事業の取扱いについて、建設部会のこれは資料がふたつ皆さん方のお手元にお届けされていると思っておりますけれども、専門部会の決済項目と調整内容というのがございますね、ふたつね。これに基づいて事務局で説明をいただいて補足をして、それぞれの担当の方から説明をいただくという形にしたいと思っておりますが、そうやると長くなりますね。

それで、事務局の方から説明をしていただいて、なお委員の皆様方から直接的に担当の方々に説明をもらうということがあれば、説明をしていただくということにしたいというふうに思います。

まず、事務局の方から説明をしてください。

中西事務局次長：いよいよ事務事業の一元化の部分に入ってまいりまして、今日は建設部関係について資料を出させていたいております。調整内容というふうな資料を先にごらんいただきたいと思います。

ここでは、最初に街路灯の設置及び電気料ということでございますけれども、協定項目といたしましてC - 12に補助金・交付金の取扱いという項目がありますので、項目としてはこちらにくくられて入る考えであります。

街路灯につきましては、風連町につきましては、市街地街路灯管理組合がつくられてございます。前年度、電気料決算額の4分の3を補助しておりまして、修繕料は組合の負担となっております。平成10年度につきましては、さらにその70%を補助したということでございます。

それから、管理組合を組織していない周辺地域におきましては、交差点につきましては電気料、修繕料を全額町で負担しているということでございますし、設置までの手続につきましては、事業にあわせて町内会から街路灯管理組合等に要望をされたものに対しまして、町の方で調整してやっているということでございます。設置数につきましては、管理組合分として430灯、交差点、橋梁分について80灯というふうになってございます。平成14年度の予算規模でございますけれども、町の執行額が230万となっております。

一方、名寄市の方でございますけれども、町内会が区域内で防犯上必要と思われる箇所に設置をしてございまして、設置費及び電気料については市が全額負担をしてございます。

中ほどになりますけれども、設置数ですけれども、平成16年4月現在でございますが、159灯、電気料にいたしまして、予算額が2,400万ということでございます。

それから、修理につきましても名寄市の場合は全額、市負担で市内5業者が行政区ごとに受け持っております。修繕にかかる費用につきましても160万ほどの予算を持っております。

これを受けまして幹事会の調整方針、2ページの一番下になります。建設部会の調整提案ということで、1、負担金・補助金の取扱いC - 12という項目でありますけれども、この中の街路灯の設置及びその電気料事務の取扱い。風連町は事業にあわせ街路灯を設置し、電気料の負担については街路灯管理組合に4分の3まで補助、修繕料は組合が負担している。また、管理組合を組織していない地域については、交差点照明の電気料、修繕料を町が負担している。名寄市については、町内会からの要望により調査し設置している。電気料及び修繕料は、全額市負担となっている。

ここで調整方針でございますけれども、街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料に相違があるため、負担公平の原則により、合併時に調整し再編するという提案でございます。これは、名寄市の方に合わせるとすれば調整はいらぬこととなりますけれども、風連町

の制度をとりますと、名寄市側の方に市民理解がいるということになりますので、こういう調整内容で提案するものでございます。

福光委員長：今、事務局の方から説明がありましたけれども、負担金・補助金にもかかわっておりますけれども、街路灯の関係で今、提案をされております。これらについて今、皆さん方からそれぞれの建設部、或いは建設課ですか、町で言えばね。そこから担当が見えておりますので、何か尋ねたいことがあればお受けをして答えていただきますけれども、なければ、この問題についてどのようにお考えになっておられるのか、調整方針では合併時に調整し再編するとなっております。

しかし、名寄市は全額市が負担、風連町は4分の3補助というようなことで、住民負担を求めておりますけれども、一定程度、委員長としてはこの小委員会ではどうあるべきなのかという考え方は、やはり示したいというふうに考えております。委員の皆さん方からご発言があれば、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：斉藤です。

ご案内のように、街路灯の持っている性格について、改めて私ども考えていかなければならないのではないかと、思うわけです。それはご案内のように、安全というひとつの視点から見た場合に、街路灯の果たしている役割は決して少なくないと思うのですね。そういう点で名寄でも昔、町内会に電気料を持ってもらいたいと、こういうような提案がありまして、相当町内会、連合会、或いは町内会長会議でも論議をしてきた、そういう経緯に私もかかわってきたのですけれども、やはり防犯、住民の安全というような視点から、できるだけ明るいまちづくりに取り組んでいくことが必要ではないのかと。

特に町内会で負担する場合には、街路灯があるところとないところがあると、こういうような問題もあったりして、やはり町内会での一律負担というのに対してもいろいろな問題も予想されるのではないかと、こういうふうなこともありまして、名寄としては電気料を徴収しないで市負担でいこう、そして尚かつ白熱灯ではすぐ切れるものですから、水銀灯に変えていこうと、こういうような経過もあって、おかげさんで名寄の町としては非常に暗くはないと、こういう面で胸を張って言える状況だなと思っているのですけれども、そういう伝統と言いますか、いい面をぜひ私は活かして、ここにも書いてありますように、名寄市の方法とすれば調整はいらないと、こういうような項目も入っているだけに、こういうのを活かしていったら如何かと思えます。

福光委員長：今、斉藤委員から名寄市がとっております街路灯の問題については、市が全額負担をするということになっております。そういうことから、合併したら名寄市に合わせるということ、この小委員会という考え方を示されましたけれども、他の委員の皆さん、野本委員どうぞ、

野本委員：これは非常に風連の場合と名寄市の場合は、これは専門部会なり分科会で、議論をしたのかどうか、これは大きな違いがありますので、住民負担の部分と行政の義務

負担の分との大きな差があります。そして、風連の場合は国道の街路灯それから開発局の分と、それから土現の分との負担は、町道に比して全然、住民負担の割合がずっと積み重ねがありまして、これらが即、今、斉藤委員のおっしゃるような形でいくなれば、新市にこの部分だけの財政負担が、これは相当な金額になるうかと思われま。

この辺なかなか今、調整方針でまとめたよう、合併時に調整し再編すると。再編するということですから、これは相当住民の理解をいただかなければ、これは非常に難しいと思われるので、その辺シビアな部分も是非あからさまにして、この専門部会、分科会でそういう議論をしておかなければ、街路灯の問題やら雪の問題やら、いろいろこれからどんどん各論に入ってきますので、ただこういうふうにきれいに合併時に調整し再編するなんていうことには私はならないと、もう少し事務レベルでがっちりやっぱり議論しておかなければ、これは即、住民負担の可否にかかわる問題ですから、余りきれいに調整をするなんてことには私はならない。

だから、もっと本当は分科会でもう少しこの辺の議論をして、いづいところはいづいところでやっぱり協議会に提示するなり、これはなかなか難解だと思いますけれども、どうでしょうかね。

福光委員長：野本委員からそうした発言がありましたけれども、何かいづい部分があるのですか。林委員どうぞ。

林委員：風連の林ですけれども、この調整方針、私はこれでいいと思っている。ということは、どっちに合わせても調整ですよ。名寄に合わせても調整、風連に合わせても調整ですよ。だから、文面としてはこれでいいと思うのです。

それともう1点、非常にこれから各部分に入っていくと、こういう問題が出てくると思うのですけれども、非常にきれい事していくと今の話でいいのですよ。それは条件のいい方へ合わせていくというのは、どの分野が出てきてもそれにやっぱりいけば、これは一番世の中楽ですけれども、果たしてそれで行政というのがなっていくのかなと私は思っているのですよ。これからいろいろな上水道、下水道みんな絡んできますよね、これ。それぞれ、いわゆる直接住民が負担するならば、当然税金のこともあるでしょうし。

そうすると、やっぱり相当そういう面から考えて、いろいろなことをやっぱりいかなければ、格好よくやっぱり、ここでそれは名寄市に合わせるのだという方針もいいですけれども、ですけれども、やっぱりその段階でもう少しいろいろな内部的な詰めをしていただいてやらなければ、なかなか後へ引き返せない事態になるのではないかなということと、私は文面はこれしかないと思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。  
岡本委員どうぞ。

岡本委員：林さんのおっしゃることもよくわかりますし、やはりそういったところをシビアにきちっとしてやっぱりいかなければ、本当に新しい市になったときに、どうしてこう

なってしまったのだらうというような大変なことになっていくのではないかと思うのですよ。  
ですから、これは単に街路灯だけでなく、スコップ一杯の除雪の問題についても、そう  
いったことが出てくるのではないかと思うので、やはりここは、そう簡単にやるべきでない  
と思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。  
中野委員どうぞ。

中野委員：中野ですけれども、合併時に調整ということで、今お二方の方からはそうい  
うことでいいのではないかということなのですけれども、今後の説明会の中で、やっぱり住  
民が一番知りたいのはその部分だと思うのですよね。新市において調整をするということ  
になると、なかなかどっちになるのだという、合併がいいのか悪いのかという判断は非常  
に一番住民負担にかかわる部分で、それぞれが住民が不安を持ちながら進めているという  
部分を、当然新市において調整しなければならない部分というのは、ある部分については  
やむを得ない部分は理解はするのですけれども、こういった住民負担にかかわる部分は、  
ある程度の方角をきちっと出して説明をすべきだと私自身は考えております。

また、街路灯の部分については、斉藤委員の方からは名寄市に合わせてというようなこと  
でありましたけれども、私の考えとしては、当然風連は街路灯組合というような形の中で  
今日までやってきているわけなのですけれども、まさに新市に求められるものは自治の姿  
というような形の中で、それぞれの地域の中で安全、安心のために、お互いが助け合いな  
がらそういった形をつくっていくという基本姿勢の路線からいきますと、風連のような形  
に倣って行こうというのが、本来の目指すまちづくりでないかなと私自身は考えるところ  
です。

以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。  
野本委員どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、これは以前の軽自動車税と同じ議論になりはしないかとい  
うことで、たまたま今幹事長は軽自動車税の名寄と風連との単年度500万、10年で  
5,000万の話が出ましたけれども、この街路灯も同じような論法になる、そういったこ  
とを、そういったシビアなことも含めて、既存と再調整の中で、そういった財源問題も含  
めた議論が事務レベルでなされたかどうかということ、私は冒頭お聞きしたのであって、  
やみくもにこういったことで話はとんとんというふうにおさまるわけがないのではないかと  
いうことを、私申し上げたのです。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：これからたくさんこういう場合出てくるのですけれども、私どもとしてはこ

ういうふうに考えています。ひとつには、合併時に統一するもの。それから、もうひとつには、後程も出てきますけれども、合併してから何年かかけて統一していくもの、主に分ければこのふたつであります。

従って、今回の場合は性格からして合併時に統一をしないと、こういうふうに考えての提案でありますから、そのふたつに分けてどちらかがいいのだろうかと、この街路灯の性格からして。どうしても難しいものと言えれば変ですけれども、すぐできないものについては一定程度時間をかけて、どちらかに合わすか、新しい制度をつくるかということになってくると思っております。

例えば先程ちょっと話が出ていました水道料金や下水道料金の場合も、寄って立つ根拠の数字が違いますから、それはどちらかに合わすのが無理だとすれば新しい方法を考えなければならぬというようなことなども含めて、ある程度時間が必要だと思っております。後程、提案しますけれども、今回のこの街路灯については合併時に、やっぱり統一できるのではないかと。

ただ、お話がありましたとおり、歴史的な経過があります。名寄市の場合のはかつて街路灯組合でやっておりまして、街路灯組合のいいところは、中野議長さんがおっしゃったように、やっぱり自治を育てるということでもありますので、これは非常に姿としてはいいと思っております。

ただ、今日に至るまでの議論は、またその辺にありまして、それからつい最近でありますけれども、議会の場で受益と負担の考え方を求められました。例えば街路灯組合は今、名寄は全額市で持っていますけれども、これらも受益と負担の検討の対象になりますという答弁をさせてもらってございまして、実はその辺との兼ね合いがあって、今ここですぐどちらに合わせますと、なかなか言い切れないという歯切れの悪さがありますので、言ってみれば合併時に調整しましょうと、それまでの間、少し時間かしてくださいと、こういう提案でありますので、是非ご議論いただけたらなというふうに思っております。

福光委員長：岡本委員どうぞ。

岡本委員：この問題は、本当に名寄の町、何年もかけて大きな議論になったわけですね。その結果、やっぱり名寄市民のひとつの成果として、街路灯が無料になったということでは非常に喜ばれもしましたし、財政当局は本当に苦虫をかみつぶしたというような感じがします。そういったことからいって、やっぱり十分検討してみる必要があると、こういうふうに思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員：そもそも合併をするに当たって、どうあるべきなのかという、どうしても最初に戻ると言いますか、やっぱり財政が大変だからというのがひとつの大きな柱として合併あるいはまた新たな住民自治をと、そういう思いなどを含めているのですけれども、何

せやはり住民から沸き立つ合併論議でないものですから、そういう面で今回、住民たちの説明会でもなかなか意見として煮詰まらなかったというか、論議が白熱しづらかったひとつに今言ったような、この後に次ぐ水道使用料の問題、下水道の問題、載っているわけなのですけれども、やっぱりそういうふうなのが具体的に、こういうふうに財政がこういう展望なもので、まちづくりとしてはこういうふうにはせざるを得ないのだ。例えば風連町さんは、ああいうふうな財政シミュレーションを出されましたから、とりあえず単独で行く場合だったら、これだけの住民負担が必要なのですよというところまで出しているのですよね。

ところが名寄の場合は、それが無いわけなのですよ。そういうふうなときに合併することによって、この分野はどうなのだ、この分野はどうなのだというものがだんだん出てくると思うわけですね。それをやはり私などは、そういう前段の合併する思いと実際の住民の負担とのかかわりが出てきたときに、どういうふうに当委員会としては論議を積み上げていくのかと。

例えば私なども、前も軽自動車税の問題でも、できるだけ住民の喜ぶと言うと語弊ありませんけれども、やはり合併することによって、こういうひとつのメリットの面があるのですよというのを示していく必要があるのではないかとということもあって、問題提起した経過ありまして、何がなんでもというスタンスはとっておりませんが、ただやはり私などもこういう今、岡本さんも言われたように歴史的と言っては語弊ありませんけれども、街路灯の問題ではそういう論議をしてきて現在に至っているものですから、そういう面では風連町さんの独自のまちづくりの一環として生かしていきたいという面で、やっぱりこういうふうなひとつの方策も生かしながら、そういう面に係る一定の財政的な支援措置だって、自治組織に上げていくとかいうひとつの道だってあるのではないかと。

特に私はこの問題にこだわるのは、街路灯という住民全体にとっての安全、安心のひとつの策路になっていっているのではないかと、そういうやつがあるものですから、一般的な全体の財政問題だけで見ないで、そういうまちづくりのひとつの視点からも考査する必要があると考えておりますので、私も皆さん言われるような全体の問題があるものですから、そういう中で思い切った論議はどんどん進めて、必要なものは必要でしていかなければならないわけですから、ただこの問題についてのそういう経過、あるひとつの性格もあるのではなからうかという点ひとつご理解いただきたいなと思います。

福光委員長：岡本委員どうぞ。

岡本委員：今、全道の市の中で街路灯の負担はどうなっていますか。当時やはり画期的で名寄以外になかった時代があったと思いますけれども。

今幹事長：今ですけれども、全道の市の中で10市だと思いましたがけれども、負担金を取っていない市が。あとそのほかは、やはりずっと歴史的に街路灯組合を結成して街路灯をつけてきたと、こういう経過であります。

ちょっと蛇足になりますけれども、名寄市の場合もいろいろな議論がございました。引き

金になりましたのは、やはり街路事業をやって、そこに補助金で照明灯をつけられるということが市内の中心部で2、3路線出てきました。そうすると、やっぱり今まで街路灯組合をつくっていたところと設置費も電気料も非常に、今度格差が出てきたと、これが引き金になったことは事実であります。

しかし、そのほかに防犯、安全という点で市内全域にわたって、特に交差点を白熱灯でなくて先程言った、切れない電気でやろうという議論が広がって、かなりの議論をしまして今日に至ったということがあることも事実であります。10市でありますから、やや画期的と言えると思います。

福光委員長：はい、野本委員どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、風連の現況として、これは住民負担の部分が街路灯組合、町を經由しないで即組合の方の歳入で入るわけですから、その分は表に出ないと、やはり名寄市側委員の皆さんにも理解をしていただきたいと、住民負担の分は即組合に入るわけですから、だからここでは、表では決算額の4分の3ということにしているのですけれども、その辺もやはりこういった事案を協議するときには、実情としてそういうものも示した方が、現状にあった議論ができるのではないかとということなのです。

福光委員長：それぞれご意見が出されました。委員長として皆さん方をお願いをしたいのは、これからもこうした使用料・手数料の問題が提案をされてきて議論をしなければなりません。そういうときに当然、財政とのかかわりが出てきます。新市になったときにどうなるのか、斉藤委員の話ではありませんが、名寄市の場合、財政シミュレーションまだ出ておりませんので、軽々に物事言いませんけれども、しかしそこで私たちとして考えていかなければならないのは、受益者負担とそれから町として、自治体として責任を持ってやらなければならないものと分けて考えなければならないのではないかと考えております。

この街路灯の問題については、今日結論を私としては出せないのではないかと考えて、継続をしてじっくりと、先程、野本委員がお話ありましたように、風連町の方の実情というものも、またどういうふうになっているのかということも説明をいただけるような機会もつくりながら、共通理解を持たなければならないと考えております。

ただ、私はこの街路灯というのは、先程、斉藤委員からも、或いは中野委員からもお話があったように、市民の安全ということを確認するためのひとつの方法だと思っておりますので、そういった面から見て、果たしてこれが適正な受益者負担と言えるのかどうかというのが、委員長個人としての考え方もあります。

そうしたことも含めて、十分委員の皆さん方と平場で議論をしていただきながら、どうあるべきなのか今日の結論を出さないで次回に引き継ぎたいと考えておりますので、そういった方法でよろしゅうございますか。事務局の方、風連さんの方の実情と言いますか、どういうふうな実態になって、或いは管理組合がどのような状況になっているのかということも含めて出していただければと思うのですけれども、ちょっとお待ちくださいね。

熊谷参事：一応街路灯組合の実情というか、15年度の決算の方をちょっと概略的にお話させていただきますが、一応総事業という事業費的には580万でございます。そのうち負担金、住民からいただいている負担金でいきますと220万と、一応風連農協さんから16万いただいて、それと町から助成金として226万、あと繰越金がございます120万ぐらいで、総事業費580万。

それで、支出の部分でいきますと電気料、うちの助成金が前年度電気料決算額に対しての4分の3を助成しましょうということで助成しておりますが、今回言いますのは15年度の決算額ですから、16年の補助対象算出金額になりますが、電気料として430万弱ですね。あと補修と新設で56万ぐらい支出しております、あと総会費として10万、あと事務運営費として8万、事務所の借り上げとして2万ということで、決算額につきましては510万、差し引き翌年度繰り越しに70万程度ということで一応決算を受けております。

それで、一応街路灯組合員数というか戸数なのですが、全戸1,091戸が街路灯組合の組合員となっております。

助成金の方なのですが、電気料は大体420万で、その4分の3となりますと大体320万ぐらいになりますが、先程報告したのは220万ぐらいで、と言いますのは、一応前年度電気料に4分の3掛けまして、尚かつ15年度については100万程度助成金を減らしてもいいよという組合側とのお話の中で、4分の3掛ける70%ということで15年度は進めさせていただいております。

というのは、報告しましたけれども、翌年度繰り越しが70万なり50万なり毎年出てきておまして、それを積立金というのですか、それは住民の方からも負担しておりますので、積立金が全額住民負担ということはないのですが、住民の負担金で積み立てもありますし、役場の助成金がかぶさっているかというのを、ちょっとそこら辺の区分はできないのですが、それで組合側としましては、その積立金については、やはり照明灯の電気が切れたとか、そういう修繕程度では維持の部分でできますが、老朽化なりの建てかえに対する積立金ということで、現在まで積み立てしてきております。

以上でございます。

福光委員長：幹事長何か。ありませんか。

今、概略、担当課の方からご説明をいただきましたけれども、ご理解をいただきましたでしょうか。若干、組合があるがためのという部分もあるのかなと、受益者というか住民から負担をもらい、町から助成をもらい、そして運営する中で、いわゆる繰越金がかかりの額あるというような状況ですので、そのことについてどうのこうの言うわけではありませんけれども、そうするよりもどうなのかというと、やはり頭の中に入れながら、私どもとしては検討する必要があるのだらうと思います。

今の説明をいただきまして、次回この問題については結論を出していきたいと考えております。

次の方に、若干時間過ぎておりますけれども、下水道分科会の方からの説明をもらえますか。よろしいですか。皆さん、継続でよろしゅうございますね。この今の街路灯の問題に

つきましてはね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そうしたらその次の下水道分科会ですか、下水道の関係、説明をお願いします。

中西事務局次長：調整内容の2ページと3ページになりますけれども、公共下水道の排水設備改造資金利子補給事務ということでございます。ここにかかわる事務といたしましては、同じくC-12、補助金・交付金の取扱いにかかわる協定項目になります。

1点目の事業の目的でございますけれども、くみ取り式のトイレから水洗便所への改造工事と、これに付随する排水設備と、工事を行うことに対する補助金の交付と貸し付けの事務を行うということで、風連町につきましては補助金がございます。概要というところに書いてございますけれども、供用開始から1年から3年までに分けまして、それぞれ補助金を設けてございます。

それから、次のページ、3ページになりますけれども、合わせて融資を行っておりますけれども、こちらは名寄市の方にも同じような制度がございまして、1基につき50万までというようなことで、同じような融資制度を持ってございます。

それを受けまして、幹事会の提案でございますけれども、3ページになります。一番上(2)公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱いということでございます。

下水道処理区域内において、既設トイレの水洗化改造工事を行う者に対し、風連町、名寄市では水洗化の普及促進を図るため、それぞれ工事に要する資金の貸し付けを行っているが、風連町は貸付制度と一部補助金の交付を行っており、名寄市は貸付制度のみとなっていることから、制度に相違があるということでございます。

調整方針ですが、新市において当分の間、現行どおり存続し、細則・内規の調整を図るとするものでございます。

ただし風連町につきましては、現在15年度をもちまして拡張事業を休止をしております。従いまして、この補助金の制度につきましては18年度のみ、合併後の1年のみが該当する項目になってございます。それに基づいての調整方針の提案でございます。

福光委員長：今、説明をいただきましたけれども、質問することございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：はい、担当の方、説明いただけますか。

河西主幹：すみません、生活課で下水道を担当している河西であります。よろしくお願ひします。

今年16年から休止しているということで、これはやめるということではなくて、今現在、約86%ぐらいの水洗化率になっておりますので、まだ住宅の張りつけ状況を見ながら、これは住宅が張りついてくれば、それは事業をやるということでありますから、あくまで

も現在する場所というか、休止をしているということでもあります。

それとちょっと申し訳ありませんけれども、補助金と融資の両方がありまして、これについては選択でありますから、補助金を選択した方につきましては融資はありません。そういうことを、ちょっと訂正させていただきます。

福光委員長：選択制、補助金と融資と。名寄が今、普及率何ぼだった、90%。

河西主幹：それで、今言われたとおり、利息が安いので、その制度は今、使われた方はいません。あくまでも補助金の方を選択されている方です。

福光委員長：今、説明員の方から補足説明がありました。何か委員の皆さんから発言があれば。

説明員の話に名寄市の方は90%の普及率、風連町は86%の普及率ということだそうです。89%、86ではなかったのですか。89.6%。

今幹事長：ちょっといいですか。

福光委員長：はい、今幹事長。

今幹事長：幹事会で案を出していたものは、当分の間、現行どおり存続するという意味は、風連の場合は、この説明書きでわかるのですが、供用開始から3年以内に改造工事を行った人が最終ランナーであります。したがって、3年間はやっぱり権利があると言いますか、保証しなければならないと、こういうふうに思いまして、合併時にすぐこれは統一できないと。

従って保証期間、今で言うと16年で休止ですから、18年が最終、まだチャンスがあります。従って、このところはきちっと保証しておくべきということで、今すぐ統一でなくて後程調整と、こういうような意味でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

福光委員長：委員の皆さん、それぞれご理解をいただけたと思えます。風連は風連の実情に合わせたやり方で行っておりまして、名寄市は名寄市のやり方、貸付制度というふうなやり方をしておりますけれども、幹事会の方から出された、いわゆる新市において当分の間、現行どおり存続させると、そして一定程度のところにいけば、それぞれ調整を図って統一化を図るというような考え方が示されておりますけれども、このことについては如何でしょう、そのように進めてもらうということでご異議ございませんか。

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員：そういうひとつの経過があるものですから、いいのではないかと思いますけれども、ただ会計が下水道会計ということなものですから、18年からはという理解でいいのですね。

福光委員長：幹事長、そのあたりは。

今幹事長：18年度からは会計がひとつになります。

福光委員長：はい、わかりました。よろしゅうございますか。

では、そのようにまとめさせていただきます。調整方針としては、新市において当分の間、現行どおりに存続し、細則、内規などの調整を図るということで、18年度から統一会計、特別会計という形になろうかとお考えいただいてよろしいかと思えます。

それでは、こういうようにまとめさせていただきますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：では、そのようにまとめさせていただきます。

次、個別排水処理使用料など、合併浄化槽ですね、このことについて。

中西事務局次長：個別排水処理(合併浄化槽)の使用料等ということで、4ページ、5ページになります。ここでは使用料、手数料の取扱い、分担金・負担金の取扱い、補助金と交付金の取扱い、この3つにかかわってまいります。

風連町の方から先に説明させていただきますけれども、目的として個別排水処理施設を設置するということでございますけれども、町が設置する個別排水処理施設の管理、運用、分担金及び水洗便所への改造、排水設備の設置に要する資金の貸し付け並びに補助金として必要なものを交付するというふうに定めております。

補助金額でございますけれども、流入排水施設と水洗便器1基につき、4万円から、し尿浄化槽の廃止1万5,000円まで、こちらについて補助金の制度を持っております。

それから、貸付制度でございますけれども、こちらにつきましては1基につき50万、排水施設の場合につきましては10万円までということでございます。2基目の便器の改造を行う場合ということに対しましても、加算措置を持っております。

それから、使用料でございますけれども、下水道使用料8立方メートルまで992円、税込みで1,041円60銭と、超過1立方メートルにつきまして、144円という使用料を設定をしております。

一番下になりますけれども、受益者分担金の額ということでございまして、個別排水処理施設の事業費に10%を乗じて得た額とすると決めております。それで5人槽で基礎なしの13万6,450円から、6ページになりますけれども、10人槽の基礎なし21万2,790円と、こういうような料金設定を持っております。分担金の減免規定も記載のとおりでございます。

一方、名寄市におきましては、同じように公共下水道計画区域外で雑排水なり水洗トイレの排水を合併処理浄化槽方式により処理する事業について行っておりまして、補助金につきましては、名寄市に制度がございません。

それから、貸付限度につきましては風連町と同じように、改造につきまして1戸につき5

0万まで無利子で貸し付けます。

それから、使用料でございますけれども、名寄市につきましては、10人槽までにつきましては、下水道使用料の20トンまでの基準と合わせまして3,990円という設定をさせていただきます。11人槽以上につきましては、従量制という形をとってございます。

それから、分担金につきましても風連町と比較してかなり差がございまして、5人槽までは8万3,500円、6ページに入りますけれども、41人槽から50人槽までの76万9,700円までの金額を設定してございます。減免規定につきましても、ちょっと若干風連町と違いがございまして。

それで、右側の方を先にご覧いただきたいと思っておりますけれども、補助金についてということで、具体的な調整方法の欄をご覧いただきたいと思っておりますが、名寄市には制度がないということでございます。

それから、5ページになりますけれども、使用料のところでは、名寄市は10人槽までは一律料金ですと、風連町につきましては、メーター器により従量制をとっております。

それから、分担金のところになりますけれども、放流施設費も含め人槽別により定額、それから風連町は浄化槽工事費の10%、自己資金で行ったものについては50%を補助する、こういうような形で差がございまして。

これを受けまして3ページの方に、真ん中になります(3)個別排水処理(合併浄化槽)の使用料等の事務の取扱い、ここでは補助金の部分に区分しておりますので、その辺の取扱いについて、ここを出しております。公共下水道区域外において、雑排水及び水洗トイレ等の改造工事を行うものに対し、よろしいですか。

では、調整方針なのですけれども、こちらは合併後に調整し統合するというものでございます。

それから、4ページを開いていただきますと、ここでは使用料に区分される部分でございます、真ん中の欄(3)個別排水処理の使用料の事務の取扱いということでございます。調整方針は、先程説明しましたように従量制によるものと、それから名寄市は10人槽まで一律で、11人槽以上についてメーター器使用ということでございます。調整方針が、新市において住民生活に支障が生じないよう細則・内規を調整し合併後に統合するというところでございます。

もう一点ございまして、分担金・負担金の調整が必要になってございます。5ページの一番上になりますけれども、個別排水処理施設ということでございます。調整方針だけということでございまして、こちらも差がございまして、新市において調整し合併後に統合するというところでご提案を申し上げます。

福光委員長：説明員の方から何か補足することがございますか。

なければ、ちょっと委員長からお尋ねをさせていただきますけれども、それぞれの普及率、どういうふうになっておりますか。

名寄市。

糸川課長：名寄市の下水道を担当しております糸川と申します。

名寄市は、平成15年度末ですけれども、個別排水事業は230戸に対しまして177基の整備が済みでありまして、77%の普及率でございます。

河西主幹：風連町であります、全町のちょっと比較は出していないのですけれども、個別で10.31%、先程89.6%の下水道区域という意味でありまして、下水道で全町で見ますと49.2%になっております。

ただ、今、名寄さんで言われた70%というのは、個別の計画に対してだと思しますので、私どもの方は7年目なのですが、一応300戸を計画していたのですけれども、現在のところ144で40何%ですね。約50%ぐらいということになります。

福光委員長：はい、ありがとうございました。

委員の皆さん方から何かお尋ねになること、或いはご意見がございましたら発言をしていただきたいと思っておりますけれども。

はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：ちょっとわかりやすく農家の1戸当たりの標準と言いますか、何か試算しているようなものがあると思うのですけれども、その標準世帯と言いますか、その費用あるいは特に使用料ですね、これをちょっとどういうふうに押さえておられるのか。これが非常に美しい言葉で調整されるわけで、これはもう全くそのとおりだと思うのですけれども、具体的にどのような差があって、それがどういうふうに調整されるのだろうと。とりあえず特別会計でやっている内容だと思しますので、その財政の範囲の中で進めていかなければならないわけなので、そういうようなところまで含めた論議が詰まっているのかどうなのかも合わせて、お知らせいただきたいと思っております。

福光委員長：糸川説明員どうぞ。

糸川課長：まず、名寄市の方から先に説明させていただきます。

名寄市につきましては、平成8年から平成25年までの18年計画でやっておりまして、先程言ったように平成15年度末までで177基できておりまして、大体平均いたしますと1戸5人槽程度で、市の負担ですけれども200万円位かかります。これは市の事業でございます、農家の方に貸与するというような事業でございます。

それと、分担金につきましては、先程言ったように5人槽から50人槽まであるのですけれども、大体名寄市の場合におきましては、5人槽から10人槽が9割方を占めているわけでありまして、分担金につきましては平均12万円、更には使用料が20トン定額で、これは名寄市の公共下水道並みということで平均でございますけれども、毎月約4,000円の使用料がかかっております。

以上でございます。

河西主幹：風連町なのですが、まず補助金の方からちょっと説明させていただきますが、

これにつきましては、下水道の方で推進を目的に補助金を出している状況であります。市街地と農村部で、悪いのですけれども、多少補助金額については差がついておりますが、そういう目的の中で補助金を出しております。

それと、もう一点は放流の補助金、これは個人がやってもらうのですが、工事費の50%の限度額は10万ということでやっておりますが、これについてはちょっと名寄市さんと違うのは、あくまでも風連の場合は、合併浄化槽だけ町の方で設置します。これは先程言った農家の使用者に貸している状況でありますから、当然使用料をいただいているという形になります。

使用料につきましては、これも下水道とやっぱり合わせているという形になっておりまして、使用料についても下水道と同じであります。

分担金につきましては、名寄さんとは全く考え方が違うのですけれども、あくまでも事業費の10%ですか、これは事業制度が90%過疎債だとか、いろいろ起債を使っている関係上、その制度が10%を個人負担という形になっておりますので、その制度を丸々使わせていただいております。そういう形でやっております。

福光委員長：はい、ご苦労さまです。

中西事務局次長：料金についてご質問がございましたので、例えば名寄市の10人槽で、ここで言いますと20トンと表示がございます。名寄市の料金設定が3,990円となっております、風連町の場合、同じトン数で計算しますと2,710円ぐらいになりますので、およそ1,200円程、名寄市が高い料金設定となっております。

福光委員長：はい、ありがとうございました。  
よろしゅうございますか。

齊藤委員：両市町で特別会計でやっていると思うので、今までの運用に当たっての歳入歳出のそういうふうな試算の見通しと言いますか、そういうふうなものも含めた詰めた論議をされているのかどうなのか、またその結果をお知らせいただきたいと思えます。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：今ですけれども、今、質問のあった影響額はどの程度かと、どちらかに合わせる、或いは新しい制度をつくった場合、影響額はどの程度かということは、まだ試算してございません。

それで、今説明したように、貸付金、補助金、分担金、使用料それぞれ、ほとんどが違うものですから、これは合併時にすぐ統一ということは非常に難しいと。

したがって、提案しておりますのは、今言ったような難しい状況でありますから合併後に調整をしたいと、こういうようなことでありまして、ではどのような調整をするのかというのがわかれば一番いいのでありますけれども、まだそこまで決めかねているというのが

実情でございまして、とにかく合併時には、これは統一できない課題と。従って、合併後に調整したいという提案でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：そのときに幹事長、特別会計なものですから、今でしたら収入、歳出こういうふうな予算と私ども組んでおりますけれども、これが一本になるわけですよ。その場合に、自ずからどうだというやつが出てくると思うのですけれども、そういうふうなときにいいのですか。そのときの論議で、赤字になろうが、出る可能性はないのですか。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：これらすべてに言えることですが、やっぱり政策的な要素というのは非常に絡んでくると判断しておりまして、今ここで全部がんじがらめに決めてしまうことになりますと、新しい市における執行者の、或いは議会との関係というのが非常に、このところを縛ることになってしまうということでもありますから、大きな方針をまずびしと決めたいということでもあります。

ただ、今ご心配なされているように、影響額を出して、現状からどんな影響が出て、しかも特別会計でやる場合、一般会計からそれではどのぐらい持ち出しをして、今から増えるのか、或いは減るのかと、この試算は当然、今後していかなければならないと思っております。

福光委員長：いずれにしてもこれは新たな市の議会の中で、また議論しなければならない問題だと、そのために在任特例を1年間使ったわけですから、その中でじっくりと議論をしていっていただき、住民にとってよりよい形になるように議会議論をしていただければと思っております。

この合併浄化槽、個別排水処理使用料の問題については新市において調整すると、合併してから調整するという結論で、この小委員会まとめたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：C - 10の使用料・手数料の取扱い、分担金・負担金の取扱い、補助金・交付金の取扱い、それぞれこの合併浄化槽にかかわっては、この3つが絡んでおります。これらすべて個別排水処理使用料等ということでまとめさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そのようにさせていただきます。

もう9時近くなりましたので、今日はこの程度にとどめておきたいと思っておりますが、よろし

ゆうございますか。

(「はい」との声あり)

福光委員長：この後、まだ水道料金だとかございますが、それは次回にということで、継続させていただきたいと思います。

また、先程議論になりました街路灯設置及び電気料のことにつきましても、今回はできれば合意を見たいと思っておりますので、それまで水面下でお話し合いをさせていただきたいと考えております。

また、新たな提案は次回、どこの部会が出てくる予定になっておりますか。まだ決まっておりますか。

はい、中西参事。

中西事務局次長：これから先の部分につきましては、部会を開いて、それぞれで調整をする必要がございます。次回の日程、次にお諮りしますけれども、次回だけはそれほど長い間隔を置かないで開くことをご提案をしたいと考えている次第でございます。1回おきましてその次のときにお出ししたいと考えてございます。

福光委員長：はい、わかりました。

それでは、今日のところはこの程度にさせていただいて、今日積み残しておりました提案されているそれぞれの課題につきましては、次回に議論をさせていただきたいと思います。使用料・手数料の取扱い、それから分担金・負担金の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、この3点について引き続き建設専門部会から出されている議題について、議論をさせていただきたいということでございます。新たな部会の提案は、次の次の小委員会のときに提案をいただくということにさせていただきたいと思います。

はい、幹事長どうぞ。

今幹事長：専門部会決済項目というペーパーが行ってございまして、先程、委員長から一番最初に入ったときありましたけれども、今、協議していただいております調整項目以外に専門部会でこの1ページから10ページまでにわたりまして、それぞれ各項目について決めております。これにつきましては専門部会での決済ということでございますから、ペーパーにより皆さんにご報告申し上げて、特にこの中であれば次回にお出しいただくことにしまして、これは1項目ずつ協議をするということは避けたいと思っております。

福光委員長：まとめてということですね。ご理解いただけましたか。  
それでは、そういうことにさせていただきたいと思います。

#### 4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：以上で、この審議事項、協議項目につきましては終わらせていただきたい

と思いますが、次回の小委員会の開催については10月7日あたりではどうかと事務局と打ち合わせをさせていただいておりますけれども、如何でございますか。

財政、ですから、その次になるということですね。ただ、新市建設計画が第一のところでございますので、そこに出す前に私どものところということになるのかどうか、ちょっと新市の方の委員長とも協議させていただきたいと思います。

皆さんご都合、7日だめ。斉藤さんもだめ、そうですか。

それで、10月になりますと、前にご意見もありましたけれども、昼間にどうなのかというご意見がありましたが、昼間では都合悪いという方がおられますか。だんだんだんだん暗くなって、なかなか大変なところもあるので昼間に。

そうすると、昼間だったら私もいいのですけれども、夜は、それはできるだけ皆さん方の都合に合わせたいと考えておりますけれども、10月に入ると、もう昼間は仕事なくなってくるのでしょうか。12日の晩は、ちょっと私、出張が入っているんですね。13日から出張があって、12日に札幌に出ないければ飛行機に乗れないものですから、ちょっとその週、もう副委員長に任せて。

では、18日にしますか。ちょっと1週間延びるけれども、事務局どうですか。そうしたら財政シミュレーションも出てくるし。

中西事務局次長：すいません。よろしいですか。委員長申し訳ございません。委員長との日程等々もございまして、打ち合わせで19日でしたら。

福光委員長：19日、夜、昼間やるの。

中西事務局長：すいません。

福光委員長：はい、中西参事どうぞ。

中西事務局次長：準備等がございまして、19日だけ夜でお願いできませんでしょうか。次回から昼間も考慮に入れてということで。

福光委員長：では、19日夜6時から風連町。

そうしますと、10月19日に風連町で基本項目の委員会を開催させていただきますが、事務局の方には今日の話のあったそれぞれの資料を、19日にきちっと出していただくということでお願いをいたしたいと思います。19日には今日の積み残した部分を議論をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思います。

## 5. その他

福光委員長：その他、事務局の方から何かありますか。幹事長の方から何かございますか。ありません。事務局はございませんか。

事務局長、その他でちょっとさっきの問題について、19日でもいいけれども、まだいい

ですか。いいですか、はい、わかりました。

## 6. 閉 会

福光委員長：それでは、その他の方はないということでございますので、以上で第10回目の基本項目等検討小委員会を終わらせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。また19日にお会いをして議論をさせていただきたいと思えます。

ご苦労さまでございました。